

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	2025年6月23日
【会社名】	セーラー広告株式会社
【英訳名】	SAYLOR ADVERTISING, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 香川 裕史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	香川県高松市扇町二丁目7番20号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) セーラー広告株式会社 愛媛本社 (愛媛県松山市北斎院町637番地6) セーラー広告株式会社 東京支社 (東京都港区虎ノ門五丁目12番8号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長香川裕史は、当社、連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制を整備および運用する責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象といたしました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(以下「全社的な内部統制」)および決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社および連結子会社4社について評価対象とし、評価対象となる内部統制全体を適切に理解および分析したうえで、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施することにより、内部統制の整備および運用状況ならびにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。なお、持分法非適用会社1社については、金額的および質的影響並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的および質的影響並びにその発生可能性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結消去前の連結総売上高を重要な事業拠点の選定指標に用いました。なお、4「付記事項」に記載のとおり、前事業年度末における開示すべき重要な不備について合理的な期間内に是正されていること等を踏まえ、当事業年度末における全社的な内部統制は有効であると評価いたしました。そのため、各事業拠点の総売上高の概ね2/3程度に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定いたしました。連結グループ内で税引前当期純損失を計上している子会社があることから、事業拠点の重要性を判断する指標として税引前当期純利益よりも総売上高の方が適していると判断いたしました。しかし、総売上高だけでは、高利益率の子会社の重要性を適切に判断できない可能性があることを考慮し、税引前当期純利益を追加的な指標として用いました。追加的な指標である税引前当期純利益の連結グループに占める割合が一定以上の子会社を重要な事業拠点に追加いたしました。

当社の収益獲得活動は、主にテレビ、ラジオ、新聞および雑誌を中心とする各種メディアを媒体とした広告の企画、立案、制作、ならびにセールスプロモーションやインターネット関連広告等のサービスの提供を行っています。したがって、売上高、売掛金および外注費（売上原価）に至る業務プロセスを構成する業務フローを企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としました。選定した重要な事業拠点においてはこれらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽表示の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスなる固定資産減損判定プロセス、税効果会計プロセス、投融資評価プロセス（関連会社株式を含む）といった業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

評価の対象とした業務フローについては、それぞれのフローを理解したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該内部統制に係る適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施することにより、当該統制上の要点の整備および運用状況を評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

当社は、当社徳島支社において不適切な取引が行われていた事実が判明したことを受け、当社グループにおいて内部統制が有効に機能していなかったものと判断し、全社的な内部統制および業務プロセスの一部に関する内部統制について開示すべき重要な不備がある旨を前事業年度内部統制報告書に記載し、2024年7月26日に提出いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するため、前事業年度内部統制報告書並びに社内調査委員会の調査報告書の公表並びに再発防止策に関するお知らせ（2024年7月24日公表）に掲げた以下の再発防止策を実行し、内部統制の改善状況を確認してまいりました。

（1）役職員への本件事案の周知とコンプライアンス教育体制の整備

本件不正行為においては、コンプライアンスに関する意識と知識の不足が大きな発生原因であり、以下の周知、教育活動を実施いたしました。

経営トップからのメッセージ発信

再発防止の第一に必要な事項として、コンプライアンスの意識を組織の隅々まで行きわたらせるという経営トップの強い意志を改めて伝えました。

本事案の周知と理解促進

不正を発生させない為に必要な意識と知識に関する理解を促すことを目的に、本件不正行為の発生事実、発生原因、再発防止策等を全社員に周知いたしました。また、上司からの誤った指示や命令に対して部下からは正当な意見を伝えることも必要であり、それを担保するための職場における心理的安全性の確保についても周知いたしました。

社員への教育体系の再整備

社員への教育体系を再整備いたしました。また、このような教育を行う前提として、会社としての利益管理、適正な業務に関する方針を整えておく必要があり、明確な企業方針を全役員・社員に周知いたしました。

グループ倫理規範の周知

「セーラー広告グループ倫理規範」の周知活動を実施いたしました。

（2）不正行為防止の為に統制活動の整備・運用

本件不正行為に関しては、不正実行者が一営業担当者であり部門長でもあったことから、自ら担当する個別受注案件について、外注先への発注の承認、検収の承認、請求内容の承認を行うことが可能となっており、承認する際の確認事項が不十分であったことが挙げられます。現状、徳島支社、西讃支社、東京支社、東予支社、倉敷支社および広島支社については、担当役員が常駐していないこともあり、それぞれの支社長が自己承認により、発注業務を承認しております。そこで、内部監査部門において、毎月、自己承認となっているこれら6拠点の支社長の発注内容をレビューし、発注内容や発注額の妥当性を検証いたしました。

（3）実効性のある通報制度の整備

社員が不正行為の発生を知らながら、事実関係を会社に報告することができないことのないように、通報制度の活用方法、通報時の通報者の保護等の仕組みなどについて、内部通報制度を再度周知いたしました。

その結果、当事業年度末日時点において、開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。